



あんなかし がいこくじん
安中市の 外国人の みなさんへ

がいこくじんせいかつ

外国人生活ガイド

にほんご
やさしい日本語

Contents

がいこくじんじゅうみん 外国人住民の	じゅうみんとうろく 住民登録について	2	じんけんそうだん 人権相談について	11	
ぜい 税と	のうぜい 納税について	4	けんこう 健康と	ほけん 保健について	12
こくみんけんこう 国民健康保険について	ほけん 5		かいごほけん 介護保険について	14	
こくみんねんきん 国民年金について	7		すいどう 水道の	しよう 使用について	15
こみの 出しかた	出し方について	8	ひなんじよ 避難所 (逃げる	ところ) について	16
ほりつ 法律・	ぎょうせい 行政相談について	10			



外国人住民の

住民登録について

問い合わせ

本庁：市民課 / 支所：住民福祉課

☎027-382-1111

1 外国人の住民登録について

下記に該当する外国人住民は、日本人と同様に住民基本台帳制度の対象です。住民登録をすることで、市のサービスを受けることができます。また、住所を証明する住民票の写しを請求することができます。

住所を変更するときは届出が必要です。

○対象の外国人住民

- 3か月を超える中長期在留者（在留資格のある外国人。ただし、在留資格が「短期滞在」の人は含まれません。）
- 特別永住者
- 一時庇護許可者、仮滞在許可者
- 出生や国籍喪失による経過滞在者

2 住所の変更の手続きについて

住所の変更の手続きは、必ず外国人住民本人が在留カードか特別永住者証明書を
もって手続きをしてください。

○転入届

日本に入国して安中市に住所を定めたときや他の市町村から安中市へ住所を変更したときは、転入した日から14日以内に転入の届出をしてください。

転入の届出には次のものが必要です。

- 国外から転入したとき
 - ➔ 在留カードか特別永住者証明書
 - ➔ パスポート
- 他の市町村から転入したとき
 - ➔ 従前の住所地の市町村で発行した転出証明書またはマイナンバーカードか通知カード
 - ➔ 在留カードか特別永住者証明書

○てんきよとどけ転居届

あんなかし安中市内で じゅうしょ住所を へんこう変更したときは、へんこう変更した ひ日から にちい14日以内に にちいマイナンバーカードか つうち通知カードと ざいりゅう在留カードか とくべつえいじゅうしやしょうめいしよ特別永住者証明書を も持って、てんきよ転居の とどけ届出をしてください。

○てんしゅつとどけ転出届

あんなかし安中市から ほか他の しちょうそん市町村へ じゅうしょ住所を へんこう変更するときは、マイナンバーカード（しよじ所持するとき）と ざいりゅう在留カードか とくべつえいじゅうしやしょうめいしよ特別永住者証明書を も持って てんしゅつ転出の とどけ届出をしてください。とどけ届出を う受け付けると てんしゅつしやうめいしよ転出証明書を こうふ交付します。

てんしゅつしやうめいしよ転出証明書は、あたら新しい じゅうしよち住所地での てんにゅうとどけ転入届に ひつよう必要です。

マイナンバーカードを ていしゅつ提出して てんしゅつとどけ転出届をしたときには、てんしゅつしやうめいしよ転出証明書が こうふ交付されない ばあい場合があります。その場合は、あたら新しい じゅうしよち住所地で てんにゅうとどけ転入届をするときに マイナンバーカードを ていしゅつ提出してください。手続きには、マイナンバーカードの けた4桁の あんしやうばんごう暗証番号を にゅうりよく入力する ひつよう必要が あります。

○せたいへんこうとどけ世帯変更届

せたい世帯に へんこう変更が あったときは、へんこう変更した ひ日から にちい14日以内に ざいりゅう在留カードか とくべつえいじゅうしやしょうめいしよ特別永住者証明書を も持って、へんこう変更の てつづ手続きをして ください。

3 住民票の写しの交付請求について

じゅうみんひょう住民票の うつ写しは、ほんにん本人と おな同じ せたい世帯の人の きよじゆうかんけい居住関係について しやうめい証明するものです。
ほんにん本人や おな同じ せたい世帯の人は、じゅうみんひょう住民票の こうふ交付を せいきゆう請求することが できます。ざいりゅう在留カードなど しゃしんつ写真付きの みぶんしやうめいしよ身分証明書を も持って せいきゆう請求して ください。

4 その他

○ざいりゅう在留カードについて

ざいりゅう在留カードの こうしん更新などの しんせい申請は、にゅうこくかん入国管理局で てつづ手続きします。かんかつ管轄の にゅうこくかん入国管理局は つぎ次のとおりです。

■とうきやうにゅうこくかん東京入国管理局 たかさきしゅつちやうじよ高崎出張所

〒370-0829 ぐんまけん群馬県 たかさきし高崎市 たかまつちやう高松町 26-5 たかさきほうむ高崎法務総合庁舎 かい1階

☎027-328-1154

※きげん期限が き切れた ざいりゅう在留カードでは、あんなかし安中市の てつづ手続きは できません。

○とくべつえいじゅうしやしょうめいしよ特別永住者証明書について

とくべつえいじゅうしやしょうめいしよ特別永住者証明書の こうしん更新などの てつづ手続きは、あんなかし安中市で てつづ手続きします。くわ詳しいことは き聞いて ください。



税と納税について

問い合わせ

本庁：税務課／支所：住民福祉課（税額や課税に 関すること）
本庁：収納課／支所：住民福祉課（納付や 納税相談に 関すること）

☎027-382-1111

1 暮らしと税金

外国人が 外国で 生活していると、その 住んでいる 地域の いろいろな 公共サービスを 受けることが できます。そのため 日本で 働き、一定の 収入や 資産を 得たときは 税金を 納めなければなりません。（市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税）

また、本人や 家族が 病気や けがなどで 日本の 医療に かかったときは、 自己負担で 医療サービスを 受けることが できます。この制度も みなさんの 税金で まかなわれています。（国民健康保険税）

あなたの ところへ 税金の 通知が 届いたら、いつまでに 払わなければならないか 確認して ください。必ず 納めて ください。分からないときは 早めに 相談して ください。

日本は 世界的にも 安全で 安心な 法治国家です。法治国家では 外国人も 日本人と 同じ サービスを 受ける 権利が 保証されています。ただし、納税などの 義務を 果たさなければなりません。なお、納税・相談に 応じない 人には 滞納処分で 強制的に 徴収します。

2 市役所で 取り扱う 税金と 納付場所

- 取り扱う 税金 市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税
 - 納付場所 市内に 店舗がある 銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニエンスストア
- 本庁…収納課・支所…住民福祉課

夜間納付・納税相談について

業務時間内に 来ることが できない人のために、市税の 納期限の日は 夜8時まで 本庁 収納課で 窓口を 開いています。 利用して ください。

ただし、母国語だけの 対応は できません。通訳の できる人と 一緒に 来て ください。





こくみんけんこうほけん 国民健康保険について

といあわ
問合せ

ほんちよう こくほねんきんか ししよ じゆうみんふくし か
本庁：国保年金課／支所：住民福祉課

☎027-382-1111

1 こうてき いりよう ほけん しゅるい 公的医療保険の種類

A ひようしゃ ほけん かいしゃ ひとつ はたら ひと その かぞく かにゆう ほけん
被用者保険……会社などで働く人とその家族が加入する保険

B こくみんけんこう ほけん しちようそん うんえい ほけん
国民健康保険…市町村が運営する保険

A 以外の人が加入する保険で医療費の30%で診察を受けることができます。

※ 保険に加入しないと、医療費の全額を本人が支払わなければなりません。

2 かにゆう しかく 加入の資格

あんなかし じゆうみんとうろく がいこくじん げつ こ たいざい ひと こくみんけんこうほけん
安中市に住民登録をしている外国人で、3か月を超えて滞在する人は、国民健康保険に加入しなければなりません。

3 かにゆう とどけで 加入の届出

あんなかし てんにゆう にゆうこく かいしゃ けんこうほけん かいしゃ
安中市に転入（入国）したときや会社などの健康保険をやめたとき（会社などの健康保険をやめた証明書が必要）などは、必ず14日以内に届出してください。

ほけんしょう は その場 で ほうこう ほけんしょう いりようきかん など で み せて ください。また、安中市を転出（出国）したときや会社などの健康保険に加入したときなどは、保険証をへんかんして ください。

4 こくみんけんこうほけんぜい 国民健康保険税

こくみんけんこうほけん かにゆう かなら ほけんぜい おさ める ぎむ があります。

ほけんぜい おさ めるのは こくみんけんこうほけん ひ ほけんしゃ しかく を え た つき ぶん からで、加入の届出をした日では ありません。届出が遅れると さかのぼって ほけんぜい おさ めなければなりません。

5 高額療養費

ひとりひとりが1か月間に、同じ医療機関に支払った自己負担金が限度額を超えたとき、その超えた分が後で高額療養費として世帯主へ支給されます。

なお、高額療養費に該当する場合、対象となった月の翌々月下旬以降に、申請を知らせる通知を世帯主へ送りますので、必要なものを持って申請してください。

※相手がある交通事故、保険外の診療などは対象となりません。

6 療養費

しかたなく保険証で治療を受けることができなかったときや、医師が必要と認めたコルセットなどを購入したときは、かかった費用をいったん支払います。その後、申請で認められると、自己負担以外の費用を療養費として世帯主へ払い戻します。

7 出産育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産したとき、世帯主へ支給されます。

※他の保険から支給される場合は対象となりません。

8 葬祭費

国民健康保険に加入している人が死んだとき、その葬祭を行った人へ支給されます。

9 健康診査など

40歳以上の国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入している人を対象に「健康診査」を実施します。また、35歳以上の加入している人を対象に「人間ドック」を実施します。





こくみんねんきん

国民年金について

といあわ
問合せ

ほんちよう こくほねんきんか ししよ じゅうみんふくし か
本庁：国保年金課／支所：住民福祉課

☎027-382-1111

こくみんねんきん

1 国民年金について

こうてきねんきん ろうれい しょうがい いぞく せいかつしきん しきゅう う しゃかい ほけんせいど
公的年金は、老齢、障害、遺族になったとき、生活資金の支給を受けるための社会保険制度です。
じゅうみんとうろく ひと さいい じょう さいみ まん ひと こくみんねんきん かにゆう
住民登録をした人で、20歳以上 60歳未満の人は、国民年金に加入することになっています。
こくみんねんきん かにゆう てつづ じゅうみんとうろく し くちやうそん こくみんねんきん まどぐち おこな
国民年金に加入する手続きは、住民登録をした市区町村の国民年金の窓口で行います。
じゅうみんとうろく わす こくみんねんきん かにゆう てつづ
住民登録をするとき、忘れずに国民年金の加入の手続きをしてください。（手続きに
パスポートが 必要です。）

※ にほんの かいしゃや こうじょう ばたら ひと こうせいねんきん ほけん かにゆう こくみんねんきん
日本の会社や工場で働いている人は、厚生年金保険に加入するので、国民年金の
かにゆう てつづ ひつよう
加入の手続きは必要ありません。





ほうりつ ぎょうせい そうだん 法律・行政相談について

といあわ
問合せ

ほんちよう し みるせいかつ か ししよ そう おかんり か
本庁：市民生活課／支所：総務管理課

☎027-382-1111

※ 母国語だけの 対応は できません。 通訳の できる人と 一緒に 来て ください。

1 法律相談

けっこん りこん かね か か こうつうじ こ ろうどうもんだい しんぱい べんごし
結婚・離婚、お金の 貸し借り、交通事故、労働問題などの 心配ごとについて、弁護士が
相談に 応じます。

■ 相談日 原則として 毎月 第1・3金曜日

■ 相談時間 午後1時 から 4時（1人あたり 20分）

■ 相談場所 市役所 本庁

■ 申し込み 月曜日 から 金曜日 午前8時30分 から 午後5時15分

本庁 市民生活課 ☎027-382-1111

※ 予約が 必要です。 予約が 多いときは、翌月以降になるときが あります。

2 行政相談

しやくしよ てつづ しんせい ぎょうせい ぎょうせいそうだん いん そうだん
市役所での 手続きや 申請などの 行政サービスについて、行政相談委員が 相談に
応じます。

■ 相談日 本庁…原則として 毎月 第1・3木曜日

支所…毎月 第1月曜日

■ 受付時間 本庁…午前9時 から 正午

支所…午後1時30分 から 4時

■ 相談場所 市役所 本庁・松井田支所





じんけんそうだん

人権相談について

といあわ
問合せ

ほんちよう し みるせいかつ か し しょ じゆうみんふく し か
本庁：市民生活課／支所：住民福祉課

☎027-382-1111

※ 母国語だけの 対応は できません。通訳の できる人と 一緒に 来て ください。

じんけんそうだん

1 人権相談

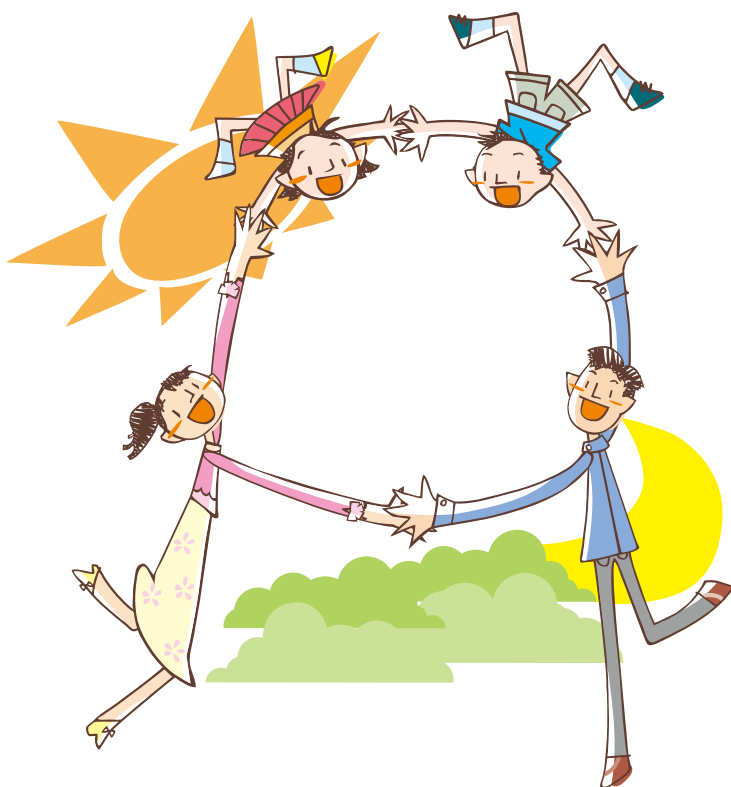
か てい ない きんじよ もめごと、しゃくちかしゃ まいにち く らしの なか おこる さまざまな
家庭内、近所との もめごと、借地貸家、毎日の 暮らしの 中で 起こる さまざまな
もんだい なや 問題・悩みごとなどについて、じんけんようごいいん そうだん おう
人権擁護委員が 相談に 応じます。

■ 相談日 毎月 第3木曜日

(6月と 12月は 日程が 変わります。聞いてください。)

■ 相談時間 午後1時30分 から 3時30分

■ 相談場所 市役所 本庁・松井田支所





健康と保健について

問い合わせ

本庁：健康づくり課 / 支所：住民福祉課

☎027-382-1111

1 子どもの健康

■ 妊娠したら、母子健康手帳の交付を受けてください。

交付する場所：本庁 健康づくり課（安中市保健センター 2階）
支所 住民福祉課

■ 赤ちゃんが元気に育つように！

○赤ちゃんの育て方など心配なことを、相談してください。保健師などが相談に
応じます。

○乳幼児健康診査や予防接種を受けてください。

育児や食事についていろいろな相談もできます。

日程や会場などは広報紙やホームページで確認してください。

● 乳幼児の健康診査

4か月児健康診査 8か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査

1歳すくすく相談 2歳児歯科健康診査 2歳6か月児歯科健康診査

● 予防接種（医療機関接種）

B C G 4種混合 麻しん風しん混合 など

2 おとなの健康診断（健診）

■ 健康診断（健診）や健康相談を受けてください。

健診の種類によって受診できる人が違います。詳しいことは広報紙などを
見てください。

● 健診の種類

胸部レントゲン検診 胃・大腸がん検診 子宮・乳・甲状腺がん検診

前立腺がん検診 肝炎ウイルス検診 など

3 市内の医療機関一覧

ちく 地区	い いんめい 医院名	しんりょう かちく 診療科目	じゅう 住 所	でん わ ばんごう 電話番号
あん なか 安 中	ありまがな い いん 有坂内科医院	ない か じゅんかん き か しょう か き か こきゅう き か 内科・循環器科・消化器科・呼吸器科	あん なか 安中1-29-1	381-0485
	きり のき 桐の木クリニック	せいしん か しんけい か ない か 精神科・神経科・内科	なか じゅく 中宿2172-4	382-6611
	さわやかクリニック	ない か じゅんかん き か げ か 内科・循環器科・外科	あん なか 安中3-25-13	382-8111
	しみず じ びんこう か い いん 清水耳鼻咽喉科医院	じ び か いんとう か こうとう か 耳鼻科・咽頭科・喉頭科	あん なか 安中3-3-47	381-0360
	しょう だ びょういん 正田病院	げ か ない か せいけい げ か いちょう か こうもん か ほうしゃせん か 外科・内科・整形外科・胃腸科・肛門科・放射線科	あん なか 安中1-16-32	382-1123
	す とう びょういん 須藤病院	げ か ない か ひ ぶ か せいけい げ か のう げ か いちょう か 外科・内科・皮膚科・整形外科・脳外科・胃腸科・泌尿器科・放射線科・リハビリ科・眼科・循環器科	あん なか 安中3532-5	382-3131
	たか す 鷹ノ巣クリニック	せいしん か しんけい か ない か 精神科・神経科・内科	なか じゅく 中宿1-3-17	380-5528
	ながやま いん 永山医院	さん ぶ じん か ない か 産婦人科・内科	あん なか 安中3-19-19	381-0314
	なぐも眼科	がん か 眼科	あん なか 安中2-13-1	387-0221
	ほりぐち いん 堀口医院	ない か ひ ぶ か ひにょう き か 内科・皮膚科・泌尿器科	あん なか 安中2-9-15	381-0229
はら いち 原 市	アマヤ医院	ない か しょう に か ほうしゃせん か 内科・小児科・放射線科	はら いち 原市1431-3	385-1511
	いのう え せい けい げ か ない か 整形外科 内科クリニック	せいけい げ か ない か じん ざん か 整形外科・内科・リハビリ科・リウマチ科	はら いち 原市628	380-1717
	こうりつ づい びょういん 公立碓氷病院	ない か じゅんかん き ない か けつえき ない か じんぞう ない か じんこう せい き ない か しんけい ない か げ か しょう か き げ か 人工透析内科・神経内科・外科・消化器外科・乳腺外科・肛門外科・胃外科・大腸外科・整形外科・小児科・耳鼻科・眼科・泌尿器科・皮膚科・歯科・歯科口腔外科	はら いち 原市1-9-10	385-8221
	ざくら ない か い いん 櫻井内科医院	ない か いちょう か じゅんかん き か しんけい ない か しょう に か 内科・胃腸科・循環器科・神経内科・小児科	ごう ばら 郷原130-5	385-8551
	はん だ ない か い いん 半田内科医院	ない か こきゅう き か じゅんかん き か 内科・呼吸器科・循環器科	はら いち 原市2-8-3	385-6031
	みやぐち 医院	ない か こきゅう き か ひ ぶ か 内科・呼吸器科・皮膚科	はら いち 原市3875	384-1126
	もてき ない か い いん 茂木内科医院	ない か じゅんかん き か いちょう か こきゅう き か しょう に か 内科・循環器科・胃腸科・呼吸器科・小児科	はら いち 原市4-3-15	382-2510
いそ べ 磯 部	うらの せいけい げ か い いん 浦野整形外科医院	せいけい げ か ひ ぶ か 整形外科・皮膚科	ひがし かみ いそ 部 東上磯部1662	385-8810
	おおぬき 大貫クリニック	ひにょう き か ない か ひ ぶ か げ か 泌尿器科・内科・皮膚科・アレルギー科・外科	しも いそ 部 下磯部1821-1	380-1181
	しろ たい いん 城田医院	ない か しょう か き か 内科・消化器科	いそ 部 磯部1-19-4	385-7858
	ながしま 小児科	しょう に か 小児科	しも いそ 部 下磯部1019-1	382-6063
ひがしよこの 東横野	ほん だ びょういん 本多病院	ない か じゅんかん き か げ か せいけい げ か 泌尿器科 内科・循環器科・外科・整形外科・リハビリ科・泌尿器科	ひがしよこ のみや 鷺宮205-1	382-1255
いわの や 岩野谷	いわい ちゅうおう クリニック	ない か ひ ぶ か ひにょう き か げ か 内科・皮膚科・泌尿器科・外科	いわい 岩井2465-1	381-2201
いた はな 板 鼻	うえすぎ いん 上杉医院	ない か 内科	いた はな 板鼻1-2-43	381-0448
ご かん 後 閑	おにかた 医院	しょう に か ない か 小児科・内科	しも ごと 部 下後閑1635	385-1351
まつ い だ 松 井 田	くろさわ 医院	ない か しょう か き か 内科・消化器科	まつ い だ まちまつ い だ 松井田町松井田903-1	393-5311
	たぐち いん 田口医院	げ か いちょう か ない か こうもん か 外科・胃腸科・内科・肛門科	まつ い だ まちまつ い だ 松井田町松井田372	393-1731
	たけい ない か じゅんかん き か 武井内科循環器科	ない か じゅんかん き か 内科・循環器科	まつ い だ まちまつ い だ 松井田町松井田831-1	393-1005
	ふじまき いん 藤巻医院	ない か しょう に か ひ ぶ か 内科・小児科・皮膚科	まつ い だ まちまつ い だ 松井田町松井田556	393-1324
	まつ い だ びょういん 松井田病院	ない か げ か こきゅう き か じゅんかん き か とうにょうびん ない か 消化器科・アレルギー科・リウマチ科・整形外科・リハビリ科	まつ い だ まちにいばり 松井田町新堀1300-1	393-1301
にしよこの 西横野	さるや内科医院	ない か じゅんかん き か 内科・循環器科	まつ い だ まちひとみ 松井田町人見1104-1	384-3681



かいごほけん 介護保険について

問い合わせ

ほんちよう かいごこうれいか ししょ じゅうみんふくし か
本庁：介護高齢課／支所：住民福祉課

☎027-382-1111

かいごほけん

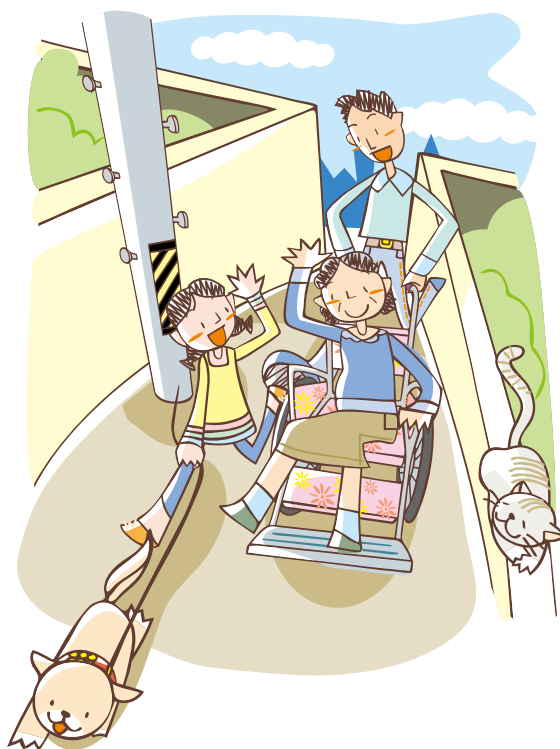
1 介護保険について

「介護」は 年をとって、普段の生活に助けが いる人の世話を することです。
介護保険は、高齢者の 介護を 家族だけでなく 社会で 支える 制度です。介護を
みんなで 支え合うことで、安心して 老後を 暮らすことが できる しくみです。

加入している人が 保険料を 出します。介護が 必要になったとき、要介護認定を
受けて、介護サービスを 利用することが できます。

原則 40歳以上の人 が 全員 加入します。

安中市に 住民登録をしている 外国人で、在留期間が 3か月を 超える人や、3か月以下で
あっても 入国目的や 入国後の 生活実態から 3か月を 超えて 滞在すると 認めることが
できる人は 加入しなければなりません。





水道の使用について

問い合わせ

谷津庁舎：上水道事務課

☎027-382-1111

1 水道を使い始めるとき

電話などで 早めに 連絡して ください。

※土曜日、日曜日、祝日は 営業していません。平日に 連絡して ください。

2 料金の支払い

水道料金の 請求は 2か月に 1回です。支払いは、納付書に 書かれている 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、ゆうちょ銀行、郵便局、コンビニエンスストア、上下水道部の 窓口で 支払うことができます。

3 水道を止めるとき

電話などで 早めに 連絡して ください。

注意

次の場合は 給水を 停止します。

A 開始の 連絡が ない

B 料金の 支払いが ない





避難所(逃げる ところ)について

問い合わせ

本庁：危機管理課

☎027-382-1111

安中市の避難所は下の表のとおりです。大雨や地震などの災害が発生したら、すぐに逃げてください。

避難の状況によって、地区に関係なくみなさんの判断で近くの安全な避難所に逃げてください。

地区名	避難所	電話番号	住所
安中	碓東小学校 体育館 ※	382-4325	岩井62
	安中市 光陽館	382-5898	安中4-8-32
	第一中学校 体育館 ※	381-0459	安中5-8-1
	安中小学校 体育館	381-0215	安中3-10-43
	安中公民館 ※	382-7641	安中3799
	安中体育館	382-5299	安中2-13-7
	文化センター	381-0586	安中3-9-63
	米山体育館	381-1990	安中1717-1
	安中総合学園高等学校 体育館	381-0227	安中1-2-8
	原市	安中総合学園高等学校 体育館	381-0227
原市小学校 体育館		385-8258	原市1-10-23
原市体育館		385-4083	原市1362-2
原市公民館		385-4832	原市1441-16
第二中学校 体育館		385-7857	原市2261
旧 郷原分校		385-8210	郷原2374-1
原市保育園		385-5233	築瀬25-1
磯部	磯部温泉会館	385-6555	磯部1-12-21
	磯部公民館	385-4834	磯部4-13-23
	磯部小学校 体育館	385-5965	磯部4-12-8
	東横野	東横野公民館	382-4974
東横野小学校 体育館		382-5773	鷺宮3152
学習の森		382-7622	上間仁田951
岩野谷	碓東小学校 体育館 ※	382-4325	岩井62
	岩野谷公民館	382-4968	岩井甲617
板鼻	板鼻公民館 ※	382-4967	板鼻1-6-20
	いきいき長寿センター (老人福祉センター)	382-2929	板鼻2086-1
秋間	秋間小学校 体育館	381-0494	東上秋間1833
	秋間公民館	382-4969	中秋間1801-1
後閑	後閑小学校 体育館	385-8178	下後閑1999-1
	後閑公民館	385-4835	中後閑1441-5
	上後閑体育館	—	上後閑1542-4

地区名	避難所	電話番号	住所
松井田	松井田東中学校 体育館	393-1122	松井田町新堀 236-16
	松井田文化会館	393-4400	松井田町新堀 530
	松井田小学校 体育館	393-1521	松井田町松井田 953
	旧 松井田第一保育園	393-3891	松井田町五料 387
	松井田高等学校 体育館	393-1525	松井田町松井田 813
臼井	臼井小学校 体育館	395-2050	松井田町五料 2196
	旧 松井田第一保育園	393-3891	松井田町五料 387
	旧 松井田西中学校 校舎	—	松井田町原53
坂本	旧 松井田西中学校 校舎	—	松井田町原53
	坂本体育館	395-2428	松井田町坂本 1323
西横野	西横野小学校 体育館	393-1127	松井田町二軒在家 888
	松井田南中学校 体育館	393-1320	松井田町八城 481
	まついだ保育園	393-3892	松井田町八城 194
九十九	九十九小学校 体育館	393-1123	松井田町下増田 446
	細野	細野ふるさとセンター	393-1311
細野小学校 体育館		393-1322	松井田町新井 365
松井田北中学校 体育館		393-1520	松井田町新井 3602-1

※印の避難所は、水害のとき使用できません。下記のように避難してください。

碓東小学校 体育館 → 岩野谷公民館、光陽館、安中小学校、文化センター

第一中学校 体育館 → 文化センター、スポーツセンター、光陽館

安中公民館 → 文化センター、安中総合学園高等学校 体育館、安中小学校 体育館

板鼻公民館 → いきいき長寿センター (老人福祉センター)